

償却資産のQ&A

Q 1 資産に異動がない場合や、資産がない場合も提出が必要ですか？

A 1 異動なし・資産がない場合も提出が必要です。

Q 2 当社は、近年業績不振による赤字が続いているため、当期の決算では減価償却を行わないことになりましたが、減価償却を行っていない資産に対しても、固定資産税は課税されますか？

A 2 現実には減価償却を行っている資産はもとより、現実には減価償却を行っていない資産であっても、償却資産として固定資産税が課税されることになります。

Q 3 耐用年数を経過し、減価償却可能限度額まで減価償却を終わった資産も、申告する必要がありますか？

A 3 所得税の申告においては、その耐用年数を経過して減価償却が終わった資産であっても、固定資産税の申告では、事業に使用できる状態におかれている限り、償却資産に該当することになります。

Q 4 当社は、リースにより機械を導入しました。リース期間終了後は、当社に無償譲渡されることとなっています。この場合、償却資産の申告は、当社とリース会社のどちらが行わなければならないのでしょうか？

A 4 リース期間終了後に無償譲渡されることになっている場合は、リース会社と借主が連帯して固定資産税の納付義務を負うこととされていますが、社会の納税意識に合致するよう原則として借主が申告を行うよう取り扱うこととされています。したがって、借主である事業者がその機械について申告を行ってください。ただし、ただ単に償却資産のリースを受けている間は、リース会社が申告を行うことになります。なお、リースを受けている場合は、「貸主の名称等」欄に必ず記載をお願いします。

Q 5 少額の資産も申告の対象になりますか？

A 5 地方税法上の「少額資産」にあたる場合は申告の必要がありませんが、取得価格が20万円未満の資産についても、申告の対象になる場合があります。地方税法上の「少額資産」にあたり、固定資産税(償却資産)の申告の必要がないのは次の資産です。

- 10万円未満の資産のうち、法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条の規定により一時に損金算入する資産。
- 20万円未満の資産のうち、法人税法施行令第133条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項の規定により3年で均等償却する資産。

なお、国税で認められる「圧縮記帳」や「特別償却及び割増償却」については固定資産税では認められておりません。「圧縮記帳」を行った場合は圧縮前の取得価額を、「特別償却及び割増償却」については取得価額の全額を償却資産の申告対象にすることになります。

(参考) 償却方法による申告対象の判断と少額の減価償却資産の取扱い

□ 申告対象 ■ 申告対象外

取得価額		償却方法	
30万円以上		個別減価償却	
少額の減価償却資産	30万円未満	中小企業者等の少額資産特例 (租税特別措置法第28条の2、第67条の5、旧租税特別措置法第67条の8 ほか)	
	20万円未満	法人税法第64条の2第1項、所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産(20万円未満)	一括償却資産の3年償却 (法人税法施行令第133条の2第1項、所得税法施行令第139条第1項)
	10万円未満	一時に損金算入 (法人税法施行令第133条、所得税法施行令第138条)	

※資産の取得価額が20万円未満であっても、中小企業者等の少額資産の損金算入の特例制度を適用した場合は、申告対象になります。

Q 6 免税点はいくらですか？

A 6 評価計算の結果、課税標準額が150万円(免税点)未満の場合は課税されません。

Q 7 申告の対象にならない資産は、どのようなものがありますか？

A 7

- 自動車税、軽自動車税の課税対象になるもの（小型フォークリフト等含む）
- 無形固定資産（特許権、実用新案権、ソフトウェア等）
- 生物（ただし、観賞用や興行用生物は申告対象）
- 繰延資産（負担金、権利金、開業費、開発費等）
- 骨董品など、時の経過によりその価値が減少しない資産
- 耐用年数1年未満又は取得価格10万円未満の償却資産で損金算入したもの
- 取得価格20万円未満の償却資産で3年間の一括償却を選択したもの
- 他市町で事業の用に供している資産（※市内に所在しない資産は、南島原市では申告不要）

Q 8 償却資産の取得価額を算定する場合の消費税の取り扱いについてはどうすればよいですか？

A 8 法人税または所得税の会計処理において、税抜き経理方式を採用している場合は消費税を含まない金額となり、税込み経理方式を採用している場合は消費税を含んだ金額となります。

Q 9 年の途中で閉店した場合はどうなりますか？

A 9 固定資産税は、賦課期日（毎年1月1日）現在所有する資産について課税されますので、年の途中で閉店し資産を譲渡・処分した場合でも、その年度の固定資産税はお支払いが必要です。
また、翌年度には、閉店し資産の譲渡・処分した旨を記載した償却資産申告書を提出してください。

Q10 償却資産申告書に個人番号を記載するところがありますが、記入しないといけないのですか？

A10 平成28年度の申告から新たに個人・法人番号欄が加わっており、記載する必要があります。本人又は代理人の提出により、確認書類が違いますのでご注意ください。

- 本人提出の場合
 - ・番号確認:①個人番号カード又は②通知カード
 - ・身元確認:②の場合は運転免許証、パスポート等官公署が発行する顔写真付きの書類など
- 代理人提出の場合
 - ・代理確認:委任状又は本人の個人番号カード、運転免許証、パスポート等官公署が発行する顔写真付きの書類
 - ・番号確認:本人の個人番号カード又は通知カードかその写し
 - ・身元確認:代理人の個人番号カード又は運転免許証等官公署が発行する顔写真付きの書類など

Q11 償却資産申告書に押印は必要ですか？

A11 押印は**不要**です。
過去に入手又は印刷した押印欄のある様式を使用していただいても差し支えありません。
また、任意で押印していただいても差し支えありませんが、押印の有無によって効力に影響が生じるものではありません。

Q12 償却資産を所有しているのに申告をしなかった場合はどうなりますか？

A12 正当な理由なく申告をされなかった場合には、地方税法第386条、南島原市税条例第75条の規定により、過料を科されることがあります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、懲役又は罰金を科されることがあります。
なお、不申告の方には、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行い償却資産の内容を把握させていただくことがあります。（地方税法第354条の2） また、申告依頼に応じて頂けない場合には、把握させていただいた償却資産の内容を基に賦課決定することがあります。